第七条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第八条とする。
第六条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「三人」を「五人」に改め、同条を第七条とする。
第五条中「研究所」を「機構」に改め、第一章中同条を第六条とする。
第四条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第五条とする。
第三条の二中「研究所」を「機構」に改め、同条を第四条とする。
附則第六条第一項中「研究所」を「機構」に、「第十一条に」を「第十三条第一項及び第二項に」に、「機構」を「旧機構」に、「機構が」を「旧機構が」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十三条第二号中「第十一条」を「第二十七条第二号中「第二項」に、「第十一条及び」を「第二項並びに」に改め、同条第三項中「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」と、「旧機構法第十一条第三項」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」と、同項」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改める。
附則第七条第一項中「研究所は、第十一条及び」を「機構は、第十三条第一項及び第二項並びに」に、「機構が」を「旧機構が」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「第二十三条第二号」に、「第十一条」を「第二十七条第二号」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第三項中「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。
附則第八条を削る。
附則第九条第一項中「研究所は、第十一条」を「機構は、第十三条第一項及び第二項」に改め、「及び第七条第一項」を削り、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「第十四条第一項」を「附則第九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十一条第二項」を「同条第二項」に、「第二十三条第二号中「第十一条」を「第二十七条第二号中「第二項」に、「第十一条及び」を「第二項並びに」に、「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十六条」を「第十九条」に、「第十八条」を「第二十一条」に改め、同条第三項中「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「第十一条第七項」を「第十一条第三項中「前二項」とあるのは「国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）附則第八条第一項」と、同条第七項」に改め、同条第四項中「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条を附則第八条とする。
附則第十条第一項中「研究所」を「機構」に、「第十一条」を「第十三条第一項及び第二項」に、「、第七条第一項及び第八条第一項」を「及び第七条第一項」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「第二十三条第二号」を「第二十七条第二号」に、「第十一条」を「第二項」に、「及び附則第十条第一項」を「並びに附則第九条第一項」に改め、同条を附則第九条とする。
附則第十一条第一項中「研究所は、第十一条」を「機構は、第十三条第一項及び第二項」に、「、第八条第一項及び第九条第一項」を「及び第八条第一項」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十一条第二項」を「同条第二項」に、「第二十三条第二号中「第十一条」を「第二十七条第二号中「第二項」に、「第十一条及び」を「第二項並びに」に、「第十八条」を「第二十一条」に改め、同条第三項中「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条を附則第十条とする。
附則第十二条第一項中「研究所は、第十一条」を「機構は、第十三条第一項及び第二項」に、「、第九条第一項及び第十条第一項」を「及び第九条第一項」に、「機構が」を「旧機構が」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「第二十三条第二号」を「第二十七条第二号」に、「第十一条」を「第二項」に、「及び附則第十二条第一項」を「並びに附則第十一条第一項」に改め、同条第三項中「研究所」を「機構」に改め、同条を附則第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
（区分経理）
第十二条　機構は、附則第六条第一項及び第七条第一項に規定する業務、附則第八条第一項に規定する業務（旧機構法第十一条第一項第七号ニの事業及びこれに附帯する事業に係るものを除く。）並びに附則第九条第一項及び第十条第一項並びに前条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「特定地域整備等勘定」という。）を設けて整理しなければならない。
2　機構は、附則第八条第一項に規定する業務（旧機構法第十一条第一項第七号ニの事業及びこれに附帯する事業に係るものに限る。）に係る経理については、第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理として整理しなければならない。
附則第十三条及び第十四条を削る。
附則第十五条の見出し中「及び水源林勘定」を削り、同条第一項中「研究所は、前条第一号」を「機構は、前条第一項」に改め、「又は同条第二号に規定する業務」を削り、「ときは、それぞれ」を「ときは、」に改め、「又は水源林勘定」を削り、「それぞれの」を「その」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、「又は水源林勘定」を削り、「それぞれの」を「その」に改め、同条を附則第十三条とする。
附則第十六条中「研究所」を「機構」に、「承継業務」を「附則第六条第一項、第八条第一項及び第十条第一項に規定する業務」に改め、「（平成十六年法律第百二十三号）」を削り、同条を附則第十四条とする。
附則第十七条中「研究所」を「機構」に改め、同条第一号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二号中「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改め、同条を附則第十五条とし、附則第十八条を附則第十六条とする。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条から附則第四条まで及び附則第十五条の規定　公布の日（次号において「公布日」という。）
二　附則第二十八条の規定　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第　号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
（森林法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　都道府県知事は、平成二十八年十二月三十一日までに、第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）第五条の規定の例により、この法律の公布の際現に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第五条の規定によりたてられている地域森林計画（平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成二十九年四月一日にその効力を生ずるものとする。
2　都道府県知事は、平成二十九年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場合には、旧森林法第五条の規定にかかわらず、新森林法第五条の規定の例によるものとする。
3　前二項の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画は、新森林法第五条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。